

【 画像診断 】

３３１ 脳出血等に対する造影剤使用加算（MRI）の算定について

《令和６年１０月３１日》

○ 取扱い

次の頭部の疾患に対する造影剤使用加算（MRI）の算定は、原則として認められない。

- (1) 脳出血
- (2) 脳動脈瘤

○ 取扱いを作成した根拠等

MRI 撮影の造影剤使用加算については、厚生労働省告示※に「MRI 撮影（脳血管に対する造影の場合は除く。）について造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、250 点を所定点数に加算する。」と示されており、脳出血、脳動脈瘤は脳血管に由来する病態であることから、告示に合致しない。

以上のことから、脳出血、脳動脈瘤に対する造影剤使用加算（MRI）の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法